

日進市パートナーシップ宣誓制度 骨子（案）

名称	日進市パートナーシップ宣誓制度	
制度根拠	（仮称）日進市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱	
開始時期	令和5年3月（予定）	
趣旨	この要綱は、誰もが個人として尊重され、多様性を認め合い、ともに暮らしていける地域社会の実現を目指し、パートナーシップにある2人がその自由な意思により行うパートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定める。	
パートナーシップ	互いを人生のパートナーとして、対等な立場で、継続的な共同生活を行っている又は約束している	
宣誓	パートナーシップにある二人が、市長に対し双方がお互いのパートナーである旨を宣誓し署名する。	
宣誓の要件	<p>→少なくともいずれか一方が市内に住所を有し、又は市内に転居を予定し、本市を転居先として届け出ていること※同居していなくても対象となります。</p> <p>・日進市民であること、または転入予定であること。（双方又はいずれか一方が本市に住所を有している、または1か月以内に本市に転入を予定していること。）</p> <p>※同居していなくても対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民法の規定する成年に達していること ・配偶者がいないこと（同性婚が認められている国において、当該パートナーと婚姻している場合は除く） ・宣誓者以外の人とパートナーシップの関係にないこと ・宣誓者同士が民法に定められている近親者でないこと（民法第734条から第736条までに規定する婚姻できない者でないこと。ただし、当該宣誓に係るパートナー同士による養子縁組の場合を除く。） 	
宣誓様式	・本市が規定するパートナーシップ宣誓書	
確認書類等	住所確認	・現住所を確認できるもの（住民票の写し又は住民票記載事項証明書、転出証明書（転入予定者））
	独身確認	・戸籍抄本（外国籍の場合、婚姻要件具備証明書（独身証明書）等）
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本人を確認できるもの（運転免許証、マイナンバーカード、パスポート 等） ・通称名を使用する場合は、通称名が客観的に分かる書類2種類
宣誓すると交付されるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・パートナーシップ宣誓書受領証（A4サイズ） ・パートナーシップ宣誓証受領カード（運転免許証サイズ） ・宣誓書記載内容証明書（証明を希望する場合）（受領印を押印した宣誓書の写し） 	
再交付	・交付物を紛失、汚損等した場合	
記載事項の変更	・氏名、通称名を変更した場合	
返還・無効	<ul style="list-style-type: none"> ・パートナーシップを解消したとき ・二人とも市外に転出したとき ・悪用（なりすまし、偽装等）や宣誓の要件に該当しないと判断したとき ・その他宣誓要件に該当しなくなったとき <p>※宣誓書受領証・カードが揃って返還されない場合は無効とし、受領証番号を市ホームページにて公開する。</p>	
制度に係る留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・法律上の効果（婚姻や財産の相続、税金の控除等）が生じるものではありません。 ・戸籍や在留資格等が変わるものではありません。 	